

役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益財団法人東洋紡バイオテクノロジー研究財団(以下「本財団」という。)定款第35条及び第16条の規程に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員を併せて役員等という。
- (2) 常勤役員とは、理事のうち、本財団を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費(宿泊費を含む)及び手数料等の経費をいう。

(報酬等の支給)

第3条 本財団の役員及び評議員は無報酬とする。ただし、常勤の役員には(別表)役員俸給表に基づき定例役員報酬を支給する。

2. 役員等には、役員賞与を支給しない。
3. 常勤役員の退職にあたっては、その任期に応じ第7条に規定する退職慰労金を支給することができる。
4. 監事には(別表)監査業務費用表に基づき監査業務費用を支払うことができる。

(定例報酬の額の決定)

第4条 本財団の常勤役員の定例報酬月額、(別表)役員俸給表のとおりとする。

(定例報酬の支給)

第5条 定例報酬の支給日は毎月25日とし、支給日が土、日曜日及び祝日にあたる時は原則として前日に繰り上げる。また、金融機関が休日にあたる時も同様とする。

2. 定例報酬は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。
3. 定例報酬より控除する額は、法令の定めるところにより控除する金額及び本人から申出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(講師及び原稿執筆謝金)

第6条 役員等が本財団よりセミナー、研修会若しくはシンポジウムなどの会合における講師を委嘱されたとき又は原稿執筆を委嘱されたときには、(別表)講師及び原稿執筆謝金表も基づき講師謝金又は執筆謝金を支給する。

(退職慰労金)

第7条 退職慰労金は、常勤役員として円満に勤務し、かつ任期満了、辞任又は死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その法定相続人に支払うものとする。

2. 常勤役員に対する退職慰労金は、在職期間1年度ごとに、各年度に支給された定例役員報酬月額に相当する金額を合算して得られた額を上限とし、理事長が理事会の承認を得て決定する。ただし、在職期間は当初就任日より起算して8年間を上限とする。

(費用)

第8条 本財団は、役員等がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

2. 常勤役員には、その通勤の実態に応じ、通勤費を支給する。

(公表)

第9条 本財団は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給基準として公表するものとする。

(改正)

第10条 この規程の改正は、評議員会の決議により行うものとする。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

改正

1. 平成28年6月22日改正

(別表)役員俸給表

役員報酬	(円)
常勤役員	250,000

(別表)講師及び原稿執筆謝金表

謝金	謝金(円)
講演料	50,000
執筆料	50,000

(別表)監査費用表

業務	費用(円)
監査業務	150,000